

監 査 第 42 号

平成 29 年 8 月 10 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 伊 藤 晃

同 廣 田 正 文

同 中 森 慎 二

同 笹 岡 秀 太 郎

平成 28 年度経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、算定された平成 28 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成28年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月24日から平成29年8月10日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から審査に付された平成28年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（1）総括

審査に付された平成28年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

会 計 名	平 成 27 年度	平 成 28 年度	経営健全化 基 準
水道事業	—	—	20.0
市立四日市病院事業	—	—	
下水道事業	—	—	
食肉センター食肉市場特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	

（注）1 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 経営健全化基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各会計の比率について

資金不足比率について

資金不足額は、各会計とも引き続き発生していない。

(3) 意 見

平成28年度の資金不足比率は、各会計とも資金剰余の状況であり、経営健全化基準内にある。

しかしながら、公営企業会計の3会計とも決算において黒字を計上したものの、病院事業会計では18億円を超える累積欠損金を抱えているとともに、水道事業会計では給水収益がほぼ横ばいの中、施設更新の投資コストが大きくなっており、下水道事業会計においても使用料収益の伸び悩みが続いている。引き続き、収益の確保と経費の削減に努め、公営企業として経営体質の改善に向けた取組みを徹底されたい。